

平成23年分確定申告のご案内

～申告書はご自分で作成して提出はお早めに～

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

- **税務署に出向かずに確定申告ができます。**
e-Taxを利用すると、税務署に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、申告・申請・届出等ができます。所得税の確定申告期間中は、24時間提出(送信)ができます。
- **確定申告書がいつでも作成できます、しかも自動計算機能付き。**
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、確定申告期間中24時間利用でき、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算されます。
- **最高4,000円の税額控除が受けられます。**
平成23年分の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の税額控除を受けることができます(平成22年分までの確定申告で本控除の適用を受けた場合は受けられません。)
- **添付書類の提出を省略できます。**
所得税の確定申告書を書面で提出すると、医療費の領収書や源泉徴収票等を添付しなければなりませんが、e-Taxを利用すると、所定の内容を入力して送信することにより、領収書などの提出等を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- **還付がスピーディーに受けられます。**
e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮。)

詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。



www.nta.go.jp



平成23年分の申告書の受付期間及び納税の期限

申告書	受付期間	納税の期限
所得税の確定申告	2月16日(木)～3月15日(木)	3月15日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	1月4日(火)～4月2日(月)	4月2日(月)
贈与税の申告	2月1日(水)～3月15日(木)	3月15日(木)

税務署閉庁日対応について

川崎南税務署では、今年の確定申告期間中、平日(月～金曜日)以外でも、

2月19日・2月26日の日曜日に限り、当税務署で確定申告書作成のアドバイス・用紙の配付及び申告書の受付を行います(※電話による相談は行っていません)。

(注) 当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。国税の納付は、振替納税やe-Taxをご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税、贈与税は3月15日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月))までに納付してください。

なお、振替納税をご利用の方の平成23年確定申告分の振替納付日は、次のとおりです。

申告所得税……………4月20日(金)

消費税及び地方消費税…4月25日(水)

平成23年分から振替納税を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

また、上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は、執務を行っていません。申告書は、e-Tax、郵便又は信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投函などで提出することができます。